



4章

建設産業の 支援制度・機関

1. 人材育成に使える助成金

1 建設教育訓練助成金

1 建設労働者の技能習得や向上のための認定訓練を行うとき(第1種認定訓練)

中小建設事業主等が、職業能力開発促進法で定められた認定訓練を行う場合にその経費の一部について助成を受けることができます。

基本条件 対象：企業・団体 規模の制限：中小企業 業種の限定：建設業

問い合わせ先 雇用・能力開発機構都道府県センター（123頁参照）
ホームページ：<http://www.ehdo.go.jp/>

2 中小建設事業主が労働者に有給で認定訓練を受講させるとき(第4種認定訓練)

中小建設事業主が、その雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた場合、その賃金の一部の助成を受けることができます。

基本条件 対象：企業 規模の制限：中小企業 業種の限定：建設業

問い合わせ先 雇用・能力開発機構都道府県センター（123頁参照）
ホームページ：<http://www.ehdo.go.jp/>

3 建設労働者の技能向上のための技能実習を行うとき(第2種技能実習)

中小建設事業主またはその団体等が、建設労働者の技能向上のために技能実習を行った場合、又は建設労働者の技能向上のための教育訓練の入学料及び受講料の全部又は一部を負担した場合、その一部の助成を受けることができます。

基本条件 対象：企業・団体 規模の制限：中小企業 業種の限定：建設業

問い合わせ先 雇用・能力開発機構都道府県センター（123頁参照）
ホームページ：<http://www.ehdo.go.jp/>

4 建設労働者の技能向上を図るため有給で技能実習を受けさせるとき（第4種技能実習）

中小建設事業主が、建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、その賃金の一部の助成を受けることができます。

基本条件 対象：企 業 規模の制限：中小企業 業種の限定：建設業

問い合わせ先 雇用・能力開発機構都道府県センター（123頁参照）
ホームページ：http://www.ehdo.go.jp/

5 職業訓練法人が大規模建設工事の野丁場職業訓練を行うとき（第3種職業訓練推進）

職業訓練法人が広域的に主に、野丁場職種の職業訓練を計画的に実施する場合、その経費の一部の助成を受けることができます。

基本条件 対象：団体・職業訓練法人 規模の制限：な し 業種の限定：な し

問い合わせ先 雇用・能力開発機構都道府県センター（123頁参照）
ホームページ：http://www.ehdo.go.jp/

6 中小建設事業主が指定職業訓練法人に受講生を派遣するとき（第3種受講援助）

中小建設事業主がその雇用する建設労働者に、雇用・能力開発機構指定の職業訓練法人が行う職業訓練を受講させるための経費（旅費）を負担した場合、その経費の一部として、最高2万円の助成を受けることができます。

基本条件 対象：企 業 規模の制限：中小企業 業種の限定：建設業

問い合わせ先 雇用・能力開発機構都道府県センター（123頁参照）
ホームページ：http://www.ehdo.go.jp/

② 雇用管理研修等助成金

① 建設業で雇用管理研修・職長研修等を行うとき（第1種）

中小建設事業主等（雇用管理援助担当研修にあっては、元方事業主）が雇用管理研修、職長研修又は雇用管理援助担当者研修を行う場合、その経費の一部の助成を受けることができます。

基本条件 対象：企業・団体 規模の制限：中小企業 業種の限定：建設業

問い合わせ先 雇用・能力開発機構都道府県センター（123頁参照）
ホームページ：<http://www.ehdo.go.jp/>

② 建設業社員に有給で雇用管理研修・職長研修等を受講させるとき（第2種）

中小建設事業主（雇用管理援助担当者研修にあっては、元方事業主）が、その雇用する建設労働者に有給で雇用管理研修・職長研修又は雇用管理援助担当者研修を受講させた場合、その賃金の一部の助成を受けることができます。

基本条件 対象：企業・団体 規模の制限：中小企業 業種の限定：建設業

問い合わせ先 雇用・能力開発機構都道府県センター（123頁参照）
ホームページ：<http://www.ehdo.go.jp/>

③ キャリア形成促進助成金

① 社員の能力開発のために必要な職業訓練を行うとき（訓練給付金）

年間職業能力開発計画に基づき、雇用する労働者に、職業に必要な専門知識や技能を取得させるための職業訓練等を受けさせ、または、配置転換、定年後の再就職の円滑化等のために必要な訓練を受けさせると、その費用の一部が助成されます。

問い合わせ先 雇用・能力開発機構都道府県センター（123頁参照）
ホームページ：<http://www.ehdo.go.jp/>

② 労働者の申し出により職業能力開発休暇を与えたとき（職業能力開発休暇給付金）

年間職業能力開発計画に基づき、雇用する労働者の申し出により、教育訓練、職業能力評価またはキャリア・コンサルティングを受けるための休暇を与えると、休暇中に教育訓練を受講、または職業能力評価の受検に要した費用の一部が助成されます。

基本条件 対象：企 業 規模の制限：な し 業種の限定：な し

問い合わせ先 雇用・能力開発機構都道府県センター（123頁参照）

ホームページ： <http://www.ehdo.go.jp/>

③ 連続1ヵ月以上の長期教育訓練休暇制度を導入したとき（長期教育訓練休暇制度導入奨励金）

年間職業能力開発計画に基づき、労働協約または就業規則の定めにより、連続1ヵ月以上の長期教育訓練休暇制度を導入し、休暇取得者が生じると1人につき5万円（最初の取得者は1回に限り30万円）が支給されます。

基本条件 対象：企 業 規模の制限：な し 業種の限定：な し

問い合わせ先 雇用・能力開発機構都道府県センター（123頁参照）

ホームページ： <http://www.ehdo.go.jp/>

④ 情報関連人材育成事業派遣奨励金

① 従業員に情報関連の職業訓練を受講させるとき

従業員を情報処理に関して必要な専門的知識及び技能を習得させるため、新事業支援機関へ派遣した事業主は、受講者1人当たり5万円を限度として負担した受講料の一部について助成を受けることができます。

基本条件 対象：企 業 規模の制限：な し 業種の限定：原則なし

問い合わせ先 雇用・能力開発機構都道府県センター（123頁参照）

ホームページ： <http://www.ehdo.go.jp/>

2. 人材確保に使える助成金

5 雇用改善推進事業助成金

1 建設事業主団体等が雇用改善推進事業を行うとき（第1種一般団体）

雇用改善推進事業を行う中小建設事業主の団体等が、その経費の一部の助成を受けられます。

基本条件 対象：団 体 規模の制限：中小企業 業種の限定：建設業

問い合わせ先 雇用・能力開発機構都道府県センター（123頁参照）
ホームページ：http://www.ehdo.go.jp/

2 全国規模の建設業団体が雇用改善推進事業を行うとき（第1種全国団体）

都道府県を包括する中小建設事業主の団体が雇用改善推進事業を行う場合に、その経費の一部の助成を受けることができます。

基本条件 対象：団 体 規模の制限：中小企業 業種の限定：建設業

問い合わせ先 雇用・能力開発機構都道府県センター（123頁参照）
ホームページ：http://www.ehdo.go.jp/

6 中小企業雇用創出助成金

1 創業や異業種への進出により労働者を雇入れるとき（中小企業雇用創出人材確保助成金）

雇用管理の改善計画（注-1）の認定を受けた中小企業者が、計画に基づく新分野進出等に必要な労働者を新たに雇い入れた場合に、1企業あたり8人を上限とし、申請事業所における労働者の平均賃金に相当する額の1/4を最大6カ月間助成されます。

基本条件 対象：企 業 規模の制限：中小企業 業種の限定：原則なし

問い合わせ先 雇用・能力開発機構都道府県センター（123頁参照）
ホームページ：http://www.ehdo.go.jp/

2 創業した個人事業主が労働者を雇入れるとき（受給資格者創業特別助成金）

事業の開始の日の前日において失業の認定を受けている雇用保険の受給資格者であった個人事業主が雇用管理の改善計画の認定中小企業者となり、創業に伴い労働者を新たに雇入れ、中小企業雇用創出人材確保助成金の支給を受ける場合に、創業に伴う雇用管理に要する費用の一部が助成されます。

基本条件 対象：個人企業 規模の制限：中小企業 業種の限定：原則なし

問い合わせ先 雇用・能力開発機構都道府県センター（123頁参照）
ホームページ： <http://www.ehdo.go.jp/>

3 創業や異業種進出に伴い雇用管理制度を改善するとき（中小企業雇用創出雇用管理助成金）

雇用管理の改善計画の認定を受けた中小企業者が、計画に基づく新分野進出等（創業・異業種進出）に伴う雇用管理の改善を図るための事業を行い、計画に定める目標を達成し、あわせて労働者を新たに雇い入れた場合に、事業に要した費用の1/3の額（支給上限額100万円）が助成されます。

基本条件 対象：企業 規模の制限：中小企業 業種の限定：原則なし

問い合わせ先 雇用・能力開発機構都道府県センター（123頁参照）
ホームページ： <http://www.ehdo.go.jp/>

4 事業の高度化・新分野進出のため社員の教育訓練等を行うとき（中小企業雇用創出等能力開発助成金）

都道府県知事から改善計画の認定を受けた個別中小企業者又は事業共同組合等の構成中小企業者が、当該計画に基づき、事業の高度化等に必要な高度な職業能力又は新分野進出等に必要な職業能力の開発及び向上のため、事業内外での職業訓練の実施又は職業能力休暇の付与を行う事業主に対して、その費用の一部が助成されます。

基本条件 対象：企業 規模の制限：中小企業 業種の限定：原則なし

問い合わせ先 雇用・能力開発機構都道府県センター（123頁参照）
ホームページ： <http://www.ehdo.go.jp/>

7 中小企業高度人材確保助成金

1 創業等に際して会社の経営基盤を築く人材を採用するとき（中小企業高度人材確保助成金）

雇用管理の改善計画の認定を受けた個別中小企業者、又は事業協同組合等の構成中小企業者が、計画に基づき新分野展開等に必要な高度人材を受け入れた場合に、1企業あたり3人を上限とし、申請事業所の対象労働者の平均賃金に相当する額の1/3を最大1年間助成するものです。

基本条件 対象：企 業 規模の制限：中小企業 業種の限定：原則なし

問い合わせ先 雇用・能力開発機構都道府県センター（123頁参照）
ホームページ：http://www.ehdo.go.jp/

3. 高齢者の活用に使える助成金

8 新規・成長分野雇用創出特別奨励金

1 新規・成長分野の事業者が60歳未満の者を雇入れるとき（新規・成長分野雇用奨励金）

新規・成長分野事業として指定された15分野の事業を行う者が、60歳未満の求職者を公共職業安定所等の紹介により雇入れたとき、60歳未満の労働者1人につき70万円の助成を受けることができます。

基本条件 対象：企 業 規模の制限：な し 業種の限定：指定15分野の事業

問い合わせ先 （財）高年齢者雇用開発協会 助成部 ☎03-5223-3450
ホームページ：http://www.assoc-elder.or.jp

2 新規・成長分野で求職者に職安の推薦に基づき訓練を実施するとき（新規・成長分野能力開発奨励金）

新規・成長分野事業として指定された15分野の事業を行う事業主等が、公共職業安定所に求職の申込みをした者に、公共職業安定所の受講推薦に基づき職業訓練を実施したとき、受講生1人につき1月あたり「OJTによるもの2万4,100円、座学9万円」の助成を受けることができます。

基本条件 対象：企業・個人 規模の制限：な し 業種の限定：指定15分野の事業

問い合わせ先 （財）高年齢者雇用開発協会 助成部 ☎03-5223-3450
ホームページ：http://www.assoc-elder.or.jp

⑨ 継続雇用定着促進助成金

① 定年年齢を超えて65歳以上まで継続雇用をするとき（継続雇用制度奨励金第Ⅰ種）

60歳以上の定年を定めている事業主が、希望者全員を65歳以上まで雇用する制度（定年の引上げ、勤務の延長、再雇用、在籍出向）を導入した場合、一定の条件のもとで最高250万円まで最長5年間にわたり助成を受けることができます。

基本条件 対象：企 業 規模の制限：10人以上 業種の限定：原則なし

問い合わせ先 （財）高年齢者雇用開発協会 助成部 ☎03-5223-3450
ホームページ： <http://www.assoc-elder.or.jp>

② 定年後の継続雇用により高年齢者を多数雇用するとき（多数継続雇用助成金第Ⅱ種）

希望者全員を65歳以上の年齢まで雇用する制度を設けて、継続雇用制度奨励金（第Ⅰ種）を受給した事業主が適用できる制度で、1年以上雇用されている60歳以上65歳未満の高齢者の割合が15%を超えていることなど、一定の条件を満たしている場合に助成を受けることができます。

基本条件 対象：企 業 規模の制限：原則10人以上 業種の限定：原則なし

問い合わせ先 （財）高年齢者雇用開発協会 助成部 ☎03-5223-3450
ホームページ： <http://www.assoc-elder.or.jp>

③ 定年延長制度の円滑な運用を図るとき（定年延長職業適応助成金第Ⅲ種）

継続雇用の推進及び定着を図ることを目的とし、定年延長制度の円滑な運用を図るための講習等を実施した事業主に対して、所用経費を最高4分の3、対象労働者1人当たり最高35万円の助成を受けることができます。

基本条件 対象：企 業 規模の制限：な し 業種の限定：原則なし

問い合わせ先 （財）高年齢者雇用開発協会 助成部 ☎03-5223-3450
ホームページ： <http://www.assoc-elder.or.jp>

10 特定求職者雇用開発助成金

1 高齢者、障害者等就職が特に困難な者を雇入れたとき（特定就職困難者雇用開発助成金）

60歳以上の者、障害者等の就職が特に困難な者を公共職業安定所または職業紹介所の紹介により、継続雇用する労働者として雇い入れ、その者を助成金の支給終了後も引続き相当期間雇用する者に対して、支払った賃金相当額の一部が助成されます。

基本条件 対象：企 業 規模の制限：な し 業種の限定：な し

問い合わせ先 都道府県労働局職業安定部（122頁参照）
ホームページ：http://www.hellowork.go.jp

2 雇用状況が全国的に悪化し45歳以上60歳未満者等を雇入れるとき（緊急就職支援者雇用開発助成金）

完全失業率の上昇など、雇用状況が全国的に悪化したと厚生労働大臣が認めた場合に、発動される緊急就職支援制度で、発動期間中に就職援助計画の対象となる45歳以上60歳未満の者を雇入れる事業所に、賃金相当額の4分の1（中小企業3分の1）が助成されます。

基本条件 対象：企 業 規模の制限：な し 業種の限定：な し

問い合わせ先 都道府県労働局職業安定部（122頁参照）
ホームページ：http://www.hellowork.go.jp

11 高年齢者雇用環境整備奨励金

1 高年齢者のための施設・設備の改善投資を行うとき

高年齢者の雇用の維持・拡大を目的とした制度で、高年齢者の作業を容易にするために施設や設備の改善に500万円以上の設備投資を行い、高年齢者の雇用者数を増加させた事業主は、高年齢者の雇用者数に応じて、25万円から2,000万円までの助成を受けることができます。

基本条件 対象：企 業 規模の制限：な し 業種の限定：原則なし

問い合わせ先 （財）高年齢者雇用開発協会 助成部 ☎03-5223-3450
ホームページ：http://www.assoc-elder.or.jp

4. 雇用の安定に使える助成金

12 通年雇用安定給付金

1 季節的業務を離職し通年雇用のための技能講習を受講するとき

北海道や東北地方などの気象条件の特に厳しい積雪寒冷地において、建設業などの事業所を離職した季節労働者が、通年雇用に必要な知識および技能を習得することを目的として冬期技能講習および委託講習を16日以上受講した場合に、最高11万7,000円の助成を受けることができます。

基本条件 対象：個人 規模の制限：なし 業種の限定：林業、建設業等7業種

問い合わせ先 都道府県労働局職業安定部（122頁参照）
ホームページ：<http://www.hellowork.go.jp>

5. 福利厚生に使える助成金

13 福利厚生助成金

1 建設労働者の職場環境の整備改善及び健康管理を行うとき

中小建設事業主等が、建設労働者の職場環境の整備改善及び健康管理を行う場合の経費の一部が助成されます。

基本条件 対象：企業・団体 規模の制限：中小企業 業種の限定：建設業

問い合わせ先 雇用・能力開発機構都道府県センター（123頁参照）
ホームページ：<http://www.ehdo.go.jp/>



14 中小企業雇用環境整備奨励金

1 労働環境の向上や福利厚生施設の整備・充実を図るとき

雇用管理の改善計画の認定を受けた個別中小企業者又は事業協同組合等の構成中小企業者が、計画に基づき職場環境を改善するための設備又は労働者の福祉向上施設の設置・設備を行い、あわせて新たに労働者を雇い入れた事業主に対して、設備又は施設の設置・整備に要した費用の額と、増加した対象労働者数に応じた奨励金を支給するものです。

基本条件 対象：企 業 規模の制限：中小企業 業種の限定：原則なし

問い合わせ先 雇用・能力開発機構都道府県センター（123頁参照）
ホームページ：http://www.ehdo.go.jp/

15 パートタイム助成金

1 パートタイム労働者の福利厚生制度を充実するとき

パートタイム労働者の「適正な労働条件の確保」「雇用管理の改善」を促進するために、都道府県労働局長の指定・改善計画の認定を受けた事業主に、健康診断の実施、キャリアアップ制度の導入等に対する助成金を3年間にわたり受けることができます。

基本条件 対象：企 業 規模の制限：中小企業 業種の限定：原則なし

問い合わせ先 (財)21世紀職業財団 ☎03-5276-3693
ホームページ：http://www.jiwe.or.jp/

6. 雇用調整に使える助成金

16 雇用調整助成金（休業）

1 事業活動の縮小に伴い従業員を休業させるとき

景気の変動や産業構造の変化等により、雇用情勢の悪化した業種が、厚生労働大臣から雇用調整指定業種に指定され、事業活動の縮小を余儀なくされて従業員を休業させると、休業基準賃金額の3分の2までの助成を受けることができます

基本条件 対象：企 業 規模の制限：な し 業種の限定：原則なし

問い合わせ先 都道府県労働局職業安定部（122頁参照）
ホームページ：http://www.hellowork.go.jp

7. 経営革新に使える制度

17 中小企業経営革新等支援貸付

1 中小企業が新商品の開発や新生産方式等の導入を図るとき

経済的環境の変化に即応しようと経営革新を図る中小企業者が、設備資金および長期運転資金として最高7億2,000万円までの融資を受けることができます。

基本条件 対象：企業・組合 規模の制限：中小企業 業種の限定：業種指定あり

問い合わせ先 中小企業金融公庫 本店営業第一部 ☎03-3270-1282
ホームページ：http://www.jfs.go.jp

8. その他の融資制度

18 建設業退職金共済融資

1 建設労働者のために住宅や福祉施設を設置するとき

建設労働者のために住宅・保健施設・給食施設・教養文化施設・託児施設を設置するときに、新築、改築、増築、購入、備品の購入、土地取得等の資金に対して、建設業退職金共済制度に加入している事業主やその団体は、最高5,000万円（団体で1億円）までの融資を受けることができます。

基本条件 対象：企業・団体 規模の制限：なし 業種の限定：建設業

問い合わせ先 建設業退職金共済事業本部 事業サービス推進室 ☎03-5400-4316
ホームページ：http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp



※P110～P121の助成制度については、(株)建築資料研究社発行の「平成14年版 助成金・借入金活用ガイド」より引用

都道府県労働局職業安定部 一覧

都道府県	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	060-0005	札幌市中央区北五条西6-2 札幌センタービル5 F	011-212-0101
青森県	030-080 1	青森市新町2-2-4 青森新町第一生命ビル3 F	017-721-2000
岩手県	020-85 22	盛岡市中央通2-1-20 同和火災盛岡ビル4 F	019-604-3004
宮城県	983-086 1	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-806 1
秋田県	010-095 1	秋田市山王3-1-7 東カンビル5 F	018-883-0007
山形県	990-00 25	山形市あこや町2-3-1 錦産業会館2 F	023-626-6109
福島県	960-803 1	福島市栄町6-6 ユニックスビル6 F	024-528-0250
茨城県	310-85 11	水戸市北見町1-11	029-224-6218
栃木県	320-083 1	宇都宮市新町1-2-9 ドラゴンビル3 F	028-610-3555
群馬県	371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル9 F	027-210-5007
埼玉県	336-850 1	さいたま市高砂3-15-1 埼玉県庁4 F	048-830-4545
千葉県	260-86 23	千葉市中央区中央1-11-1 千葉中央ツインビル1号館9 F	043-202-5121
東京都	112-0004	文京区後楽2-5-1 住友不動産飯田橋ファーストビル2 F	03-3818-8306
神奈川県	220-8121	横浜市中区みなとみらい2-2-1-1 横浜ランドマークタワー21 F	045-650-2800
新潟県	951-8588	新潟市川岸町1-56	025-234-5926
富山県	930-85 14	富山市桜橋通り2-25 富山第一生命ビル2 F	076-432-2782
石川県	920-003 1	金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル3 F	076-265-4427
福井県	910-0005	福井市大手2-7-15 安田生命福井ビル2 F	0776-26-8609
山梨県	400-003 1	甲府市丸の内2-7-23 鈴与甲府ビル4 F	055-231-8609
長野県	380-0935	長野市中御所岡田53-7 同和火災長野ビル5 F	026-226-0865
岐阜県	500-884 2	岐阜市金町4-30 明治生命岐阜金町ビル3 F	058-263-5519
静岡県	420-0857	静岡市御幸町4-1 アーバンネット静岡ビル5 F	054-271-9960
愛知県	460-0008	名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルディング15 F	052-219-5504
三重県	514-85 24	津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎	059-226-2305
滋賀県	520-005 1	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル3 F	077-526-8609
京都府	600-8007	京都市下京区四条通東洞院東入立売西町60 日本生命四条ビル6 F	075-241-3268
大阪府	540-00 28	大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通F Nビル21 F	06-4790-6300
兵庫県	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14 F	078-367-0800
奈良県	630-8570	奈良市法連町387 奈良第3地方合同庁舎	074-232-0208
和歌山県	640-839 2	和歌山市中之島1518 和歌山MIDビル3 F	073-421-6150
鳥取県	680-0846	鳥取市扇町22-1 山陰合同銀行鳥取駅南ビル3 F	0857-22-7000
島根県	690-0007	松江市御手船場町551 ニッセイ松江ビル7 F	0852-20-7016
岡山県	700-0907	岡山市下石井2-2-5 ニッセイ岡山スクエア9 F	086-801-5103
広島県	730-00 13	広島市中区八丁堀16-11 日本生命広島第2ビル3 F	082-502-7831
山口県	753-85 10	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0380
徳島県	770-083 1	徳島市寺島本町西1-7-1 日通朝日徳島ビル6 F	088-611-5383
香川県	760-00 18	高松市天神前5-12	087-831-7264
愛媛県	790-08 11	松山市本町2-1-7 松山東京海上ビルディング3 F	089-943-5221
高知県	780-8548	高知市南金田48-2	088-885-6051
福岡県	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-25-21 博多駅前ビジネスセンター2 F	092-434-9801
佐賀県	840-08 16	佐賀市駅南本町3-15 安田生命佐賀ビル5 F	0952-24-3619
長崎県	852-8117	長崎市平野22-40 九電工長崎支店ビル3 F	095-813-1921
熊本県	860-0805	熊本市桜町1-20 西嶋三井ビルディング14 F	096-211-1703
大分県	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル3 F	097-535-2090
宮崎県	880-08 12	宮崎市高千穂通2-1-33 明治生命宮崎ビル2 F	0985-38-8823
鹿児島県	892-0847	鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル1 F	099-219-8711
沖縄県	900-00 29	那覇市旭町38-8 おきでん那覇ビル9 F	098-868-1655

雇用・能力開発機構都道府県センター一覧

都道府県	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	060-0001	札幌市中央区北-条6-2 安田火災北海道ビル6 F	011-261-5306
青森県	030-0861	青森市長島2-10-3 青森フコク生命ビル7 F	017-777-1234
岩手県	020-0022	盛岡市大通3-3-10 七十七日生盛岡ビル5 F	019-625-5101
宮城県	983-0852	仙台市宮城野区榴岡5-11-1 仙台サンプラザ4 F	022-257-2009
秋田県	010-0001	秋田市中通4-12-4 安田生命秋田ビル6 F	018-836-3181
山形県	990-0828	山形市双葉町1-2-3 山形テルサ1 F	023-647-0300
福島県	960-8031	福島市栄町6-6 ユニックスビル10 F	024-522-6503
茨城県	310-0021	水戸市南町2-6-10 水戸証券ビル6 F	029-221-1188
栃木県	320-0811	宇都宮市大通り2-1-5 明治生命宇都宮大通りビル2	028-634-1141
群馬県	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5 F	027-235-6100
埼玉県	336-0011	さいたま市高砂3-17-15 浦和商工会議所会館6 F	048-838-7744
千葉県	260-0026	千葉市中央区千葉港8-4 日本火災千葉ビル1 F	043-248-7766
東京都	112-0004	文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎8 F	03-3816-8161
神奈川県	231-0005	横浜市中区本町2-12 安田火災横浜ビル2 F	045-212-2228
新潟県	950-0917	新潟市天神1-1 プラカ3 3 F	025-247-5321
富山県	930-0805	富山市湊入船町9-1 とやま自遊館2 F	076-433-2211
石川県	920-0853	金沢市本町1-5-2 リファール12 F	076-222-1771
福井県	910-0005	福井市大手2-7-15 安田生命福井ビル4 F	0776-25-1988
山梨県	400-0858	甲府市相生2-3-16 住友海上甲府ビル1 F	0552-32-1154
長野県	380-0823	長野市南千歳1-15-3 T Sビル3 F	026-224-8000
岐阜県	500-8842	岐阜市金町4-30 明治生命岐阜金町ビル6 F	058-265-5800
静岡県	420-0857	静岡市御幸町11-30 エクセルワード静岡ビル9 F	054-253-5711
愛知県	460-0003	名古屋市中区錦1-16-20 グリーンビル5 F	052-221-0171
三重県	514-0004	津市栄町1-840 大同生命瀧沢ビル5 F	059-226-2133
滋賀県	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5 F	077-525-9291
京都府	601-8047	京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ3 F	075-681-3800
大阪府	541-0054	大阪市中央区南本町1-7-15 明治生命堺筋本町ビル11 F	06-6264-2360
兵庫県	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー20 F	078-360-1981
奈良県	630-8247	奈良市油阪町1-1 千鶴ビル5 F	0742-24-2662
和歌山県	640-8269	和歌山市小松原通1-1-11 大岩ビル4 F	073-432-1531
鳥取県	680-0834	鳥取市永楽温泉町271 朝日生命鳥取ビル5 F	0857-29-0606
島根県	690-0003	松江市朝日町478-18 松江テルサ3 F	0852-31-2800
岡山県	700-0821	岡山市中山下1-8-45 NTTクレド岡山ビル18 F	086-231-3666
広島県	730-0051	広島市中区大手町2-11-10 NHK放送センタービル13 F	082-248-1345
山口県	753-0077	山口市熊野町1-10 ニューメディアプラザ山口6 F	083-932-1010
徳島県	770-0841	徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル7 F	088-654-3311
香川県	761-0113	高松市屋島西町2366-1 高松テルサ2 F	087-841-5757
愛媛県	790-0011	松山市千舟町5-5-3 アクサ松山ビル2 F	089-947-6623
高知県	780-0870	高知市本町4-1-8 高知フコク生命ビル3 F	088-872-2112
福岡県	812-0039	福岡市博多区冷泉町5-32 オーシャン博多ビル6F	092-262-2700
佐賀県	840-0801	佐賀市駅前中央1-6-25 佐賀東京会場ビル5 F	0952-26-9498
長崎県	850-0035	長崎市元船町14-10 橋本商会ビル8 F	095-821-8131
熊本県	862-0956	熊本市水前寺公園28-51 熊本テルサ1 F	096-386-5100
大分県	870-0034	大分市都町1-2-19 大分都町第一生命ビル2 F	097-536-5040
宮崎県	880-0805	宮崎市橋通り東1-7-4 第一宮銀ビル7 F	0985-22-0771
鹿児島県	892-0842	鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル12 F	099-227-5454
沖縄県	900-0006	那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4 F	098-862-3212

建設業許可申請主管課一覧

	主管課	所在地・TEL	受付窓口の状況
国土交通省	総合政策局建設業課	〒100-89 18 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 ☎03-5 253-8 111	国土交通大臣許可は、下記都道府県に機関委任をしているので、主たる営業所所在地の都道府県庁あるいは土木事務所など出先機関が受付窓口となっている。
	北海道開発局 事業振興部建設産業課	〒060-85 11 札幌市北区北八条西2 ☎011-709-2311	
	東北地方整備局 建政部計画・建設産業課	〒980-860 2 仙台市青葉区二日町9-15 ☎022-22 5-21 71	
	関東地方整備局 建政部建設産業課	〒330-97 24 さいたま市北袋町1-21-2 ☎048-60 1-3151	
	北陸地方整備局 建政部計画・建設産業課	〒95 1-8505 新潟市白山浦1-425-2 ☎025-266-11 71	
	中部地方整備局 建政部建設産業課	〒460-000 2 名古屋市中区丸の内2-4-7 ☎05 2-211 -6500	
	近畿地方整備局 建政部建設産業課	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 ☎06-69 42-11 41	
	中国地方整備局 建政部計画・建設産業課	〒730-8530 広島市中央区上八丁堀2-15 ☎08 2-221 -9231	
	四国地方整備局 建政部計画・建設産業課	〒760-855 4 高松市福岡町4-26-3 2 ☎087-85 1-806 1	
	九州地方整備局 建政部計画・建設産業課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 ☎09 2-471-633 1	
内閣府	沖縄総合事務局 開発建設部建設行政課	〒900-8530 那覇市前島2-21-7 ☎098-866-003 1	
北海道	建設部建設管理室建設情報課 建設業審査係	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 ☎011-231-4111	・知事は支庁で受付 ・大臣は道庁でのみ受付
青森県	県土整備部監理課 建設業班	〒030-8570 青森市長島1-1-1 ☎017-7 22-1111	・知事は土木事務所で受付 ・大臣は県庁でのみ受付
岩手県	県土整備部建設技術振興課 建設業係	〒020-8570 盛岡市内丸10-1 ☎019-65 1-3111	・知事は地方振興局で受付 ・大臣は県庁でのみ受付
宮城県	土木部事業管理課 建設業班	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 ☎022-211 -311 6(直)	・知事は土木事務所で受付 ・大臣は県庁でのみ受付
秋田県	建設交通部建設管理課 企画建設業班	〒010-8570 秋田市山王4-1-1 ☎018-860- 2426(直)	・知事は建設事務所で受付 ・大臣は県庁でのみ受付
山形県	土木部管理課 建設業係	〒990-8570 山形市松波2-8-1 ☎023-630- 257 2(直)	・知事は総合支庁等で受付 ・大臣は県庁でのみ受付
福島県	土木部監理課 建設業係	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 ☎024-521 -7452(直)	・知事・大臣とも建設事務所で受付
茨城県	土木部監理課 建設業グループ	〒310-8555 水戸市笠原町978-6 ☎029-30 1-1111 内線433 4	・知事・大臣とも土木事務所等で受付
栃木県	土木部監理課 建設業担当	〒320-850 1 宇都宮市埴田1-1-20 ☎028-6 23-2390(直)	・知事・大臣とも土木事務所等で受付
群馬県	土木部監理課 建設許可係	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 ☎027-22 3-1111	・知事は土木事務所で受付 ・大臣は県庁でのみ受付
埼玉県	県土整備部建設業課 建設業担当	〒336-850 1 さいたま市高砂3-15-1 ☎048-8 24-2111	・知事・大臣とも県庁のみで受付
千葉県	土木部管理課 建設業班	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 ☎043-22 3-311 0(直)	・知事は土木事務所で受付 ・大臣は県庁でのみ受付
東京都	都市計画局建築指導部 建政課第1・2審査係	〒163-800 1 新宿区西新宿2-8-1 ☎03-53 21-1111	・知事・大臣とも都庁のみで受付
神奈川県	県土整備部建設業課 建設業審査班	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 ☎045-21 0-1111	・知事は土木事務所で受付 ・大臣は県庁でのみ受付
新潟県	土木部監理課 建設業室	〒950-8570 新潟市新光町4-1 ☎025-285-55 11	・知事・大臣とも土木事務所で受付
富山県	土木部管理課 業務係	〒930-850 1 富山市新総曲輪1-7 ☎076- 431-4111	・知事・大臣とも土木事務所等で受付
石川県	土木部監理課 建設業係	〒920-8580 金沢市広坂2-1-1 ☎076- 261-1111	・知事は土木事務所で受付 ・大臣は県庁でのみ受付
福井県	土木部監理課 建設業グループ	〒910-8580 福井市大手3-17-1 ☎0776- 21-1111	・知事・大臣とも土木事務所で受付



建設業許可を申請する窓口だが、たんに許可を受付審査するだけの部署ではない。これらの組織は、建設業に対する産業行政を展開する部署でもある。とりわけ、国土交通省の発足によって、地方整備局に建政部が設置されたことにより、業行政がこれまで本省の建設業課、建設振興課で進められていたが、この建政部でも手がけるようになった。これにともない、都道府県の建設業監督部局との連絡も密になり、長年の命題だった不良・不適格業者の排除徹底にもかかわる部署になる。

	主管課	所在地・TEL	受付窓口の状況
山梨県	土木部土木総務課 建設業担当	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 ☎055-237-1111	・知事・大臣とも県庁のみで受付
長野県	土木部監理課 建設業係	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 ☎026-235-7293 (直)	・知事・大臣とも建設事務所で受付
岐阜県	基盤整備部建設管理局 建設管理政策課建設業係	〒500-8570 岐阜市数田南2-1-1 ☎058-272-1111	・知事は建設事務所で受付 ・大臣は県庁でのみ受付
静岡県	土木部 建設業室許可係	〒420-8601 静岡市追手町9-6 ☎054-221-3058 ・2507 (直)	・新規は県庁でのみ受付 ・それ以外は土木事務所で受付
愛知県	建設部建設総務課 建設業グループ	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎052-961-2111	・知事は県庁他土木事務所で受付 ・大臣は県庁でのみ受付
三重県	建土整備部公共事業推進室 建設業室	〒514-8570 津市広明町13 ☎059-224-2659 ・2660 (直)	・知事・大臣とも各県民局建設部で受付
滋賀県	土木交通部監理課 建設業担当	〒520-8577 大津市京町4-1-1 ☎077-528-4114 (直)	・知事・大臣とも県庁でのみ受付
京都府	土木建築部指導検査課 建設業係	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷の内町 ☎075-451-8111	・知事・大臣とも土木事務所で受付
大阪府	建築部建築振興課 建設業許可グループ	〒540-8570 大阪市中央区大手前2-1-22 ☎06-6941-0351	・知事・大臣とも府庁でのみ受付
兵庫県	県土整備部企画調整局 契約建設業室建設業指導係	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 ☎078-341-7711	・知事は各県民局で受付 ・大臣は県庁でのみ受付
奈良県	土木部監理課 建設業係	〒630-8501 奈良市登大路町30 ☎0742-22-1101	・知事・大臣とも土木事務所で受付
和歌山県	土木部土木総務課 建設業班	〒640-8265 和歌山市小松原通り1-1 ☎073-441-3064 (直)	・知事・大臣とも各振興局建設部で受付
鳥取県	土木部管理課 建設業係	〒680-8570 鳥取市東町1-220 ☎0857-26-7347 (直)	・知事は土木事務所で受付 ・大臣は県庁でのみ受付
島根県	土木部管理課 建設業係	〒690-8501 松江市殿町1 ☎0852-22-5185 (直)	・知事・大臣とも土木事務所で受付
岡山県	土木部監理課 建設業係	〒700-8570 岡山市内山下2-4-6 ☎086-224-2111	・知事・大臣とも県庁でのみ受付
広島県	土木建築部管理総室 建設産業室建設業グループ	〒730-8511 広島市中区基町10-52 ☎082-228-2111	・知事・大臣とも土木建築事務所等で受付
山口県	土木建築部監理課 建設業係	〒753-8501 山口市滝町1-1 ☎083-922-3111	・知事・大臣とも土木建築事務所等で受付
徳島県	県土整備部 建設管理課	〒770-8570 徳島市万代町1-1 ☎088-621-2519 (直)	・知事は土木事務所で受付 ・大臣は県庁でのみ受付
香川県	土木部土木監理課 建設業係	〒760-8570 高松市番町4-1-10 ☎087-831-1111	・知事は土木事務所で受付 ・大臣は県庁でのみ受付
愛媛県	土木部土木管理課 建設業係	〒790-8570 松山市一番町4-4-2 ☎089-941-2111	・知事・大臣とも土木事務所で受付
高知県	土木部監理課 建設業班	〒780-8570 高知市丸の内1-2-20 ☎088-823-9815 (直)	・知事は土木事務所で受付 ・大臣は県庁でのみ受付
福岡県	建築都市部建築指導課 建設業係	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 ☎092-651-1111	・知事・大臣とも土木事務所で受付
佐賀県	土木部監理課 建設業係	〒840-8570 佐賀市城内1-1-59 ☎0952-24-2111	・知事・大臣とも土木事務所で受付
長崎県	土木部監理課 建設業指導班	〒850-8570 長崎市江戸町2-13 ☎095-824-1111	・知事・大臣とも土木事務所等で受付
熊本県	土木部監理課 建設業係	〒862-8570 熊本市水前寺6-18-1 ☎096-383-1111	・知事・大臣とも県庁でのみ受付
大分県	土木建築部監理課 建設業係	〒870-8501 大分市大手町3-1-1 ☎097-536-1111	・知事・大臣とも土木事務所で受付
宮崎県	土木部管理課 建設業係	〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1 ☎0985-24-1111	・知事は土木事務所で受付 ・大臣は県庁でのみ受付
鹿児島県	土木部監理用地課 建設業係	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 ☎099-286-2111	・知事・大臣とも県庁でのみ受付
沖縄県	土木建築部土木企画課 建設業指導契約班	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 ☎098-866-2384 (直)	・土木事務所などで受付 ・大臣及び新規は県庁ほかで受付

中小企業支援機関 都道府県等中小企業支援センター

機関名	郵便番号	所在地	TEL・FAX	ホームページアドレス(URL)
(財)北海道中小企業総合支援センター	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル	TEL 011 (232) 2001 FAX 011 (232) 2011	http://www.hsc.or.jp/
(財)21 あおもり産業総合支援センター	030-0801	青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7F	TEL 017 (777) 4066 FAX 017 (773) 5236	http://www.21aomori.or.jp/
(財)いわて産業振興センター	020-0045	盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス19F	TEL 019 (621) 5386 FAX 019 (621) 5071	http://www.joho-iwate.or.jp/
(財)みやぎ産業振興機構	980-0011	仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター3F	TEL 022 (225) 6697 FAX 022 (263) 6923	http://www.joho-miyagi.or.jp/
(財)あきた産業振興機構	010-8572	秋田市山王3-1-1 県庁第二庁舎	TEL 018 (860) 5603 FAX 018 (863) 2390	http://www.bic-akita.or.jp/
(財)山形県企業振興公社新事業支援センター	990-8580	山形市城南町1-16-1 霞城セントラル13F	TEL 023 (647) 0664 FAX 023 (647) 0669	http://www.ynet.or.jp/
(財)福島県産業振興センター	960-8650	福島市中町8-2 福島県自治会館4F	TEL 024 (521) 5980 FAX 024 (521) 5635	http://www.f-open.or.jp/
(財)茨城県中小企業振興公社	310-0801	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館9F	TEL 029 (224) 5339 FAX 029 (227) 2586	http://www.iis-net.or.jp/
(財)栃木県産業振興センター	320-0806	宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館8F	TEL 028 (637) 3783 FAX 028 (637) 3554	http://www.tochigi-iin.or.jp/center/
(財)群馬県中小企業振興公社	371-0854	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル2F	TEL 027 (255) 6632 FAX 027 (255) 6161	http://www.g-inf.or.jp/
(財)千葉県産業振興センター	261-7123	千葉市美浜区中瀬2-6 WBGマリブイースト23F	TEL 043 (299) 2651 FAX 043 (299) 3411	http://www.ccjc-net.or.jp/
(財)埼玉県中小企業振興公社	331-8669	さいたま市桜木町1-7-5 ソニックシティビル10F	TEL 048 (647) 4101 FAX 048 (645) 3286	http://www.saitama-j.or.jp/
(財)東京都中小企業振興公社	101-0025	東京都千代田区神田佐久間町1-9	TEL 03 (3251) 8066 FAX 03 (3253) 6250	http://www.tokyokosha.or.jp/
(財)神奈川中小企業センター	231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター4-6F	TEL 045 (633) 5200 FAX 045 (633) 5208	http://www.ksc.or.jp/
(財)新潟県中小企業振興公社	950-0965	新潟市新光町15-2 新潟県公社総合ビル7F	TEL 025 (285) 0025 FAX 025 (285) 0029	http://www.niep.or.jp/
(財)長野県中小企業振興公社	380-0936	長野市中御所岡田131-10	TEL 026 (227) 5028 FAX 026 (227) 7281	http://www.icon.pref.nagano.jp/
(財)やまなし産業支援機構	400-0055	甲府市大津町21-92-8 アイメッセ山梨3F	TEL 055 (243) 1888 FAX 055 (243) 1890	http://www.yiso.or.jp/
(財)しずおか産業創造機構	420-0853	静岡市追手町44-1 静岡県産業経済会館4F	TEL 054 (273) 4434 FAX 054 (251) 3024	http://www.ric-shizuoka.or.jp/
(財)愛知県中小企業振興公社	450-0002	名古屋市中村区名駅4-4-39 愛知県中小企業センター6F	TEL 052 (561) 4121 FAX 052 (561) 4130	http://www.aichi-iic.or.jp/
(財)岐阜県産業経済振興センター	500-8384	岐阜市藪田南5-14-53 岐阜県県民ふれあい会館10F	TEL 058 (277) 1096 FAX 058 (277) 1095	http://www.gpc.pref.gifu.jp/
(財)三重県産業支援センター	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル5F	TEL 059 (228) 3321 FAX 059 (226) 4957	http://www.miesc.or.jp/
(財)富山県新世紀産業機構	930-0866	富山市高田527 情報ビル1F	TEL 076 (444) 5605 FAX 076 (444) 5646	http://www.tcz.or.jp/
(財)石川県産業創出支援機構	920-0223	金沢市戸水町イ65 石川県地場産業振興センター新館1F	TEL 076 (267) 1001 FAX 076 (268) 4911	http://dgnet.isico.or.jp/
(財)福井県産業支援センター	910-0296	福井県坂井郡丸岡町熊堂3-7-1-16	TEL 077 6 (67) 7420 FAX 077 6 (67) 7429	http://www.fukui-iic.or.jp/fisc/
(財)滋賀県産業支援プラザ	520-0044	大津市京町4-1-1 滋賀県庁商工労働会館6F	TEL 077 (525) 7573 FAX 077 (525) 1931	http://www.shigaplaza.or.jp/
(財)京都産業21	600-8813	京都市下京区中堂寺南町17 京都府産業プラザ内	TEL 075 (315) 8848 FAX 075 (323) 5211	http://www.ki21.jp/
(財)大阪産業振興機構	540-0029	大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか7F	TEL 06 (6947) 4375 FAX 06 (6947) 4378	http://www.mydome.jp/
(財)兵庫県中小企業振興公社	651-0096	神戸市中央区雲井通5-3-1 サンバル6F、8F	TEL 078 (230) 8051 FAX 078 (230) 8391	http://www.hyogo-iic.ne.jp/
(財)奈良県中小企業振興公社	630-8213	奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館2F	TEL 074 2 (20) 2622 FAX 074 2 (20) 2620	http://www.narakenkosha.or.jp/
(財)和歌山県中小企業振興公社	640-8227	和歌山市西汀丁26 和歌山県経済センター3F	TEL 073 (432) 3413 FAX 073 (432) 7299	http://www.wakakun.or.jp/



都道府県、政令指定都市に開設されている「中小企業支援センター」(名称は統一されていない)は、中小企業に「設備資金の貸し付け」「設備の貸与」「下請けの自立化のための補助金」「ISO取得のための助成金」(内容はそれぞれの機関で異なる)などの支援を行うとともに、都道府県内の各支援機関・団体や民間事業者などの中小企業支援機関に関する情報が集まる支援拠点となっている。

機関業名	郵便番号	所在地	TEL・FAX	ホームページアドレス(URL)
(財)鳥取県産業振興機構	689-1112	鳥取市若葉台7-5-1 新産業創造センター	TEL 0857 (52)6708 FAX 0857 (52)6673	http://www.toriton.or.jp/
(財)しまね産業振興財団	690-0816	松江市北陵町1 テクノアークしまね内	TEL 0852 (60)5115 FAX 0852 (60)5105	http://www.joho-shimane.or.jp/
岡山県産業振興財団	701-1221	岡山市芳賀5301 テクノサポート岡山1F	TEL 086(286)9626 FAX 086(286)9627	http://www.optic.or.jp/
(財)ひろしま産業振興機構	730-0052	広島市中区千田町3-7-47 情報プラザ1F	TEL 082(240)7701 FAX 082(242)7709	http://www.hiwave.or.jp/
(財)やまぐち産業振興財団	753-0077	山口市熊野町1-10 NPYビル10F	TEL 083(922)9925 FAX 083(921)2013	http://www.joho-yamaguchi.or.jp/
(財)とくしま産業振興機構	770-0902	徳島市西新町2-5 徳島経済センター3F	TEL 088(654)0104 FAX 088(653)7910	http://www.our-think.or.jp/
(財)かがわ産業支援財団	761-0301	高松市林町2217 -16 かがわ産業頭脳化センター	TEL 087(840)0391 FAX 087(869)3710	http://www.kagawa-isf.jp/
(財)えひめ産業振興財団	791-1101	松山市久米窪田町337-1	TEL 089(960)1100 FAX 089(960)1105	http://www.ehime-iinet.or.jp/
(財)高知県産業振興センター	781-5101	高知市布師田3992-2 ぢばさんセンター2F	TEL 088(845)6600 FAX 088(846)2556	http://www.joho-kochi.or.jp/
(財)福岡県中小企業振興センター	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9-15 中小企業振興センター	TEL 092(622)1061 FAX 092(622)1174	http://www.joho-fukuoka.or.jp/
(財)佐賀県地域産業支援センター	849-0932	佐賀市鍋島町八戸溝114	TEL 0952(34)4422 FAX 0952(34)4427	http://www.infosaga.or.jp/
(財)長崎県産業振興財団	856-0026	大村市池田2-1303-8	TEL 0957(52)1138 FAX 0957(52)1140	http://www.joho-nagasaki.or.jp/
(財)くまもとテクノ産業財団	861-2202	熊本県上益城郡益城町田原2081 -10	TEL 096(286)3311 FAX 096(289)2457	http://www.kmt-ti.or.jp/
(財)大分県産業創造機構	870-0037	大分市東春日町17-20	TEL 097(537)2424 FAX 097(534)4320	http://www.colombus.or.jp/
(財)宮崎県産業支援財団	880-0303	宮崎県宮崎郡佐土原町大字東上那珂 字長谷水16500 -2	TEL 0985(74)3850 FAX 0985(74)3950	http://www.i-port.or.jp/
(財)かごしま産業支援センター	892-0821	鹿児島市名山町9-1 産業会館2F	TEL 099(219)1272 FAX 099(219)1279	http://www.kric.or.jp/
(財)沖縄県産業振興公社	900-0029	那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター内	TEL 098(859)6255 FAX 098(859)6233	http://www.okinawa-ric.or.jp/
(財)さっぽろ産業振興財団	003-0005	札幌市白石区東札幌5条1丁目29番	TEL 011(820)3533 FAX 011(820)3220	_____
仙台市中小企業支援センター [(財)仙台市産業振興事業団]	980-6107	仙台市青葉区中央1-3-1 AER7F	TEL 022(724)1122 FAX 022(715)8205	http://www.siip.city.sendai.jp/index.html
(財)千葉市産業振興財団	260-0013	千葉市中央区中央3-2-1 三菱信託銀行千葉ビル5F	TEL 043(201)9501 FAX 043(201)9507	http://www.chibashi-sangyo.or.jp/
(財)川崎市産業振興財団	212-0013	川崎市幸区堀川町66-20 産業振興会館5F	TEL 044(548)4141 FAX 044(548)4146	http://www.kawasaki-net.ne.jp/
(財)名古屋都市産業振興公社 (新事業支援センター)	460-0856	名古屋市中千種区吹上2-6-3 名古屋市中企業振興会館5F	TEL 052(735)0808 FAX 052(735)2116	http://www.u-net.city.nagoya.jp/
(財)京都市中小企業支援センター	600-8009	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町80 京都産業会館2F	TEL 075(211)9311 FAX 075(223)2760	http://www.kyoto-sien.or.jp/
(財)大阪市都市型産業振興センター (大阪産業創造館)	541-0053	大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館	TEL 06(6264)9800 FAX 06(6264)9899	http://www.b-platz.ne.jp/
(財)神戸市産業振興財団	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-8-4	TEL 078(360)3209 FAX 078(360)1419	http://www.exd.city.kobe.jp/kipc/
(財)広島市産業振興センター	733-0834	広島市西区草津新町1-21 -35	TEL 082(278)8032 FAX 082(278)8570	http://www.sss.city.hiroshima.jp/
(財)北九州産業学術推進機構	804-0003	北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル1F	TEL 093(873)1430 FAX 093(873)1450	http://www.ksrp.or.jp/